

# 日本原子力産業会議

## 原子力施設地帯整備に 関して要望

2月22日、政府および関係各方面へ

日本原子力産業会議では、原子力開発の健全な発展のためには、原子力のもつ特殊性からみて適正な立地対策の確立とその早急な実施がなによりも必要であることに留意し、これに対処するため、昨年9月15日に原子力施設地帯整備特別委員会（委員長井上五郎中部電力会長）を発足させた（1961年9月号）。

この原子力施設地帯整備特別委員会は、原子力施設地帯の整備に関する基本的な問題、整備計画の内容、整備計画実現の方策などを検討し、速かにその実現を図ることを目的として、さしあたりまず緊急を要する茨城県東海村とその周辺地帯について検討を始めた。

第1回会合では諸種の問題点が抽出され、10月4日開催の第2回会合ではこれについて審議した結果、これらの問題点について具体的に検討整理し、原案を作成するため小委員会（小委員長渡辺覚造茨城県原子力開発協議会長）の設置を決定した（1961年11月号）。

小委員会は10月30日以後数度の審議を経て整備に関する基本構想を策定し、12月1日開催の第3回特別委員会でのこの基本構想に則り、政府ならびに関係方面へ要望することを決め、要望書の原案作成を小委員会へ依頼した（1962年1月号）。小委員会は、茨城県原子力事務局と原産事務局でまとめた要望事項の大綱を骨子として地元側、関係官庁側、都市計画に関する学界や実務面の権威者、産業界、原研、原燃、原電等施設者側などの意見を十分に聴取し、1月30日に原案の作成を終えた。

原子力施設地帯整備特別委員会では、2月12日最終会合を開き、この原案を採択決定し、以後内部手続きを終わって2月22日、「原子力施設地帯の整備に関する要望」として、管会長から政府および関係各方面へ提出した。

要望の内容は次のとおり。

### 原子力施設地帯の整備に関する要望

わが国における原子力開発の健全な発展のためには

原子力のもつ特殊性からみて、適正な立地対策の確立とその早急な実施がなによりも必須な要件であることはいまだ申すまでもありません。

昨年改訂をみた原子力委員会の原子力開発利用長期計画において、また第38国会で成立をみた「原子力損害の賠償に関する法律」の付帯決議において、いずも原子力施設地帯の環境整備を国の施策として実施すべきことが強く打出されておりますが、これはわが国における今後の原子力開発の進展にとって、この問題の解決が如何に重要な前提であるかをものごとたっております。

さて、御承知のとおり原研はじめ原燃、原電など各種原子力施設が設置されている茨城県東海村は、文字どおりわが国唯一の原子力センターであり、わが国原子力開発の重要な拠点として将来ますますその拡大が予想されております。一方、この原子力センター周辺に位置する主要市町村も首都圏整備法、都市計画法などにもとづいて、それぞれの工業的發展を目指して開発計画の策定および実施を進めつつあり、とくに最近におけるその伸展にはいちじるしいものが見受けらるのであります。

しかしながら、このような原子力センターの拡大傾向と周辺市町村の工業的發展計画とは現在相互に全く関連なく押し進められているため、現に種々の支障を招いており、しかも事態をなりゆきのまま看過すれば将来一層の混乱が予想されるに至っております。したがって最近に至り、何らかの形で両者の計画を総合的に調整し、相互の円滑な発展に資するため原子力施設地帯の整備に関する一元的な基本計画の策定を切望する機運が、現実の問題として各関係者の間に急激に醸成されるに至ったこともまた当然のことと申せましょう。

以上のような情勢に鑑み、日本原子力産業会議は昨年9月、原子力産業界および茨城県各関係者の両者よりなる原子力施設地帯整備特別委員会を設置し、それ以来この地帯の整備に関する基本的な諸問題、整備計画の方針および内容、実現の方策などについて数回にわたる慎重な調査と討議を重ねた結果、別紙のとおり「原子力施設地帯の整備に関する基本構想」を策定し、この構想の実現に関係者一致して努力するとの結論を達したのであります。よって、ここに日本原子力産